

所有者等への給水装置等の情報提供に関する要綱

(平成25年8月29日25川上サ給第297号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水装置の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）からの申請に応じて、給水分岐管台帳平面図又は給水装置工事台帳に記載されている情報（以下「給水装置等の情報」という。）を提供する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 給水分岐管台帳平面図 給水装置工事完成図面を基に作成したもので、次に掲げる給水装置等の情報の概要を記載した平面図をいう。

ア 配水管の布設状況

イ 建築物に対して給水する給水装置の配水管への取付口から建築物に至るまでの布設状況

ウ イ以外の給水装置の配水管への取付口から水道メーター又は止水栓若しくは仕切弁に至るまでの布設状況

エ 給水管の口径

オ 水道メーター及び配水管への取付口に最も近い宅地内の止水栓又は仕切弁の布設位置

カ 家形

キ 水栓番号

(2) 給水装置工事台帳 給水装置工事申込書、給水装置完成図等給水装置工事の申込みから完成までに提出される書類を給水装置工事ごとにまとめたものをいう。

(3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

（情報の提供等）

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、所有者等から申請があったときは、給水装置等の情報を提供することができる。

2 前項の申請は、給水装置等情報提供申請書（別記様式）により行うものとし、その目的及び必要な書類等を確認した上で受理するものとする。

3 前項の規定による受理及びこれに伴う情報の提供は、閲覧窓口で対面により又は電子申請システム（市の機関等に係る申請等の受付を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化推進室が所管する汎用受付システムをいう。以下同じ。）により行うものとする。ただし、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、この限りでない。

（本人確認）

第4条 給水装置等の情報の提供を申請するときは、閲覧窓口で対面により行う場合にあっては次の各号に掲げる書類を管理者に提示すること又はその写しを提出することにより、電子申請システムにより行う場合にあっては電子署名並びに川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成18年上下水道局規程第38号）第5条第2項第1号に掲げる署名用電子証明書及び第2号から第4号に掲げる電子証明書により、本人であることを証明しなければならない。

(1) 運転免許証、旅券、個人番号カード、基礎年金番号通知書その他法令の規定により交付された書類であって、申請者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあっては、申請者が本人であることを確認するために管理者が適当と

認める書類

(情報を提供する際の注意)

第5条 管理者は、給水装置等の情報を提供するときは、次の事項に留意する。

(1) 利用目的に係る情報以外の情報を提供しないこと。

(2) 提供する情報が現地の給水装置等の状況とは異なる場合があることを説明すること。

(電磁的記録による処理)

第6条 この要綱の規定により作成することとされている書類等（書類、台帳その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって、当該書類等に代えることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、サービス推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日28川上サ給第1026号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日3川上サ給第563号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる
。

附 則 (令和5年2月21日4川上サ給第710号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる
。

